



福井から原発を止める裁判の会

第11回2024年度・定期総会資料

日時 2024年5月19日(日) 午後2時～

場所 裁判の会事務所(嶋田ビル2階)

コロナウイルス感染症の位置づけも昨年五月から五類になりました。今年度もZOOM 併用ですが対面講演で開催させていただきます。

スケジュール

- 1 開会の挨拶
- 2 議長選出

議題は以下の通りです。

- | | | |
|-------|-------------------|----------|
| 第1号議案 | 2023年度活動報告 | (P 2, 3) |
| 第2号議案 | 2024年度活動方針 | (P 4) |
| 第3号議案 | 2023年度決算報告・会計監査報告 | (P 5) |
| 第4号議案 | 2024年度予算案 | (P 5) |
| 第5号議案 | 2024年度役員体制 | (P 4) |

4 講演 (午後3時～)

事務局 山本雅彦

「老朽原発美浜3号機運転禁止仮処分」決定の不当性について

__科学で大地震は、いつ、どこで起こるか予測できない。

質疑応答

- 5 閉会の挨拶 (4時30分)

裁判の会 2023年度 活動報告

1) 裁判関係

2023年

4月19日	福井地裁	美浜3号仮処分	第1回審尋
5月19日	大阪高裁	美浜3号仮処分	第3回審尋
7月3日	福井地裁	美浜3号仮処分	第2回審尋
7月4日	福井地裁	高浜1～4号仮処分	第6回審尋
8月18日	大阪高裁	美浜3号仮処分	第4回審尋
9月22日	福井地裁	美浜3号仮処分	第3回審尋
		高浜1～4号仮処分	第7回審尋

この仮処分は7回から笠原弁護士が参加し裁判の会が支援を決定

10月11日	大阪高裁	美浜3号仮処分	第5回審尋	
11月7日	福井地裁	美浜3号仮処分	第4回審尋	
12月12日	福井地裁	美浜3号仮処分	第5回審尋	報告集会
	福井地裁	高浜1～4号仮処分	第8回審尋	報告集会
12月13日	大阪高裁	美浜3号仮処分	第6回審尋	

2024年

3月15日	大阪高裁	美浜3号機	決定
3月29日	福井地裁	美浜3号機仮処分	決定
	福井地裁	高浜1～4号仮処分	決定
4月27日	名古屋高裁金沢支部へ即時抗告	美浜3号機仮処分	美浜3号機仮処分
	名古屋高裁金沢支部へ即時抗告	高浜1から3号機仮処分	高浜1から3号機仮処分

傍聴支援

12月18日	志賀原発1・2号機
5月31日	富山地裁 志賀原発1・2号機
9月11日	同
12月6日	同

10月5日 宗教者による核燃サイクル

オール福井反原発連絡会行事への参加

2023年

7月18日	高浜町でアンケート配布
7月23日	緊急高浜集会 関電のロードマップに驚愕。危機感を抱く。
7月28日	高浜1号再稼働反対 現地集会
9月1日	関電本店前 一食断食行動 炎天下
9月15日	高浜2号 再稼働阻止
	高浜町民へアンケートの結果を配布
11月12日	使用済み核燃料の行き場はないぞ！福井県緊急集会
	関電のまやかしのロードマップに反対
月7日	止めよう原発依存社会への暴走

2024年

1月27日	能登地震後の緊急集会 原発問題学習講演会
-------	----------------------

井戸謙一弁護士 長沢 啓行先生

2月2日 県知事へ申し入れ 原子力災害の避難計画は絵空事

3月9日 311メモリアルアクション

全国集会などへの参加

9月1日 一食断食

10月21日 京都 使用済み核燃料に関する討論会

10月22日 使用済み核燃料の行き場はないぞ! 全国集会 関電本店前

12月3日 止めよう! 原発依存社会への暴走 関電前 福井から70名参加

2024年

3月31日 美浜全国集会 原子力事業本部へ申し入れ

学習会

第23回 23年 7月30日 松本浩さん 負えざる核のゴミ

第24回 24年2月18日 北野進さん 能登半島地震と珠洲原発阻止運動

かたくり通信

5月25日 第49号 記念講演 「(県原子力安全専門)委員を辞めて思うこと」

9月10日 第50号 美浜3号仮処分 「核のゴミを孫子に残すこと」学習会

12月25日 第51号 若狭の3件の仮処分 関電からの県職員金品受領

2024年

3月11日 第52号 北野進さんの話。北陸の原発裁判の報告

事務局会議

4月20日 美浜3(4月19日)高浜1.2(4月20日)仮処分報告、総会の反省

5月18日 次回学習会について 仮処分裁判に向けてのカンパのお願い等

6月8日 6月4日の合同会議報告 事務局員奥出さんの体調 学習会について

6月7日の高浜への申し入れについて

7月22日県民会議が事務所一角に事務所開設

7月6日 郵貯口座の名義変更 学習会の進行計画

7月3日の福井地裁美浜仮処分報告(2回目)

7月4日高浜1、2仮処分報告裁判の会としての応援の件

県議会への要望書等

7月中にオール5団体で美浜町にアンケート配布

7月23日関電本店前集会 28日高浜現地集会について

8月24日 事務作業・郵貯口座の名義変更・封筒の宛先変更の方法等。封筒の連絡先変

9月21日 断食基金の現状とこれからの会計処理について

県議会への要請書について(老朽原発40年廃炉訴訟の会)

10月18日 訴訟の会との会計も含めての連携等について

11月16日 福井県職員金品受領報告書事件 オンブズマンの勝訴決定の情報共有

12月20日 学習会を「志賀原発を廃炉に」の北野進さんに依頼。2月18日。

3月に仮処分決定への対処

2024年

1月16日 学習会開催の有無の確認(大地震があった)能登の支援金をどうするか等

2月24日 本裁判をどうするか。総会の持ち方について

3月27日 輸転機等のメンテナンス等について 総会の5月19日

2024年度活動方針

① 美浜3号機差止裁判の提訴準備について

3月29日に出された美浜3号機仮処分、高浜1.2号機仮処分の不当決定を受け、両仮処分は名古屋高裁金沢支部に即時抗告されました。いずれも年度内に決定が出されることが予想されることから、抗告審への支援と並行して、本裁判に取り組むための原告団事務局体制の準備と、弁護士への依頼等を2024年度の重要な活動方針とする。

② 学習会の実施

正確な知識を原告・支援者等が得るための手段となる学習会を年3回程度実施する。

③ 『かたくり通信』の発行

裁判の状況や学習会の内容などを通信を通して、年4回程度会員に伝える。

④ 他の裁判への参加・連帯

近辺の地で行われている原発差し止めの裁判には可能な限り参加し、連帯する。

⑤ 他団体の活動に参加

他団体が実施する反原発運動や学習会に積極的に参加する。

⑥ 福井県議会・安全専門委員会の傍聴

可能な限り、福井県議会及び原子力安全専門委員会の会議等を傍聴する。

<2024年度 役員体制>

代表	中嶋 哲演	事務局員	小野寺 和彦
副代表	東山 幸広 (高浜)		山本 雅彦 (敦賀)
事務局長	嶋田 千恵子		大島 麻紀
次長	小野寺 恭子		徳井 雅信 (大阪)
次長	南 康人		石森 修一郎
会計	南 康人	監査	高岡 ひとみ
			藤岡 寿美子

2023年度決算 (2023年4月1日～2024年3月31日)

<収支決算書>

当期収入	2023予算	2023決算	当期支出	2023予算	2023決算
前期繰越(現金)	51,894	51,894	事務費(用紙代、コピー印刷代)	1,500,000	127,063
前期繰越(普通預金)	1,726,605	1,726,605	交通費(事務員行動費など)	400,000	34,681
前期繰越(当座預金)	0	0	通信費(郵便料金、ハガキ代など)	600,000	341,552
前期繰越(定期預金: 裁判)	1,500,000	1,500,000	印刷費(かたくり通信、その他)	200,000	607,188
金費収入(カンパ含む)	2,000,000	607,000	贈答謝金(田島氏)	100,000	65,000
普通預金受取利息	10	6	能登地震支援金(志賀原発新松原告団)	0	50,000
			裁判費用(美浜3号機差止仮処分)		277,051
合計	5,278,509	3,885,505	合計	2,800,000	1,582,535
次期繰越残高		2,382,970			
内訳	現金	¥59,119			
	普通預金	¥554,147			
	当座預金	¥269,704			
	定期預金	¥1,500,000			

2024年度予算(案) (2024年4月1日～2025年3月31日)

<収支予算書>

科目	2023決算	2024予算	科目	2023決算	2024予算
前期繰越	3,278,499	2,382,970	事務費(用紙代、コピー印刷代)	127,063	150,000
金費収入(カンパ含む)	607,000	1,000,000	交通費(事務員行動費など)	34,681	50,000
普通預金受取利息	6	10	通信費(ゆうメール、ハガキ代など)	341,552	350,000
			印刷費(かたくり通信、その他)	607,188	700,000
			贈答謝金	65,000	50,000
			能登地震支援金(志賀原発新松原告団)	50,000	0
			裁判費用(美浜3号機差止仮処分)	277,051	300,000
収入小計	3,885,505	3,382,980	支出小計	1,502,535	1,600,000
次期繰越残高	2,382,970	1,782,930			
(断食基金会計)	2,939,745	2,939,745			

2023年度 会計報告

2024年4月23日(火) 午後2時～4時

裁判の会務所にて

会計担当 南 康人

現金出納帳・普通預金・領収書など正確に記帳・管理されていることを確認しました。

会計監査

高岡 ひとみ
藤岡 寿美

福井から原発を止める裁判の会会則

・ 第一条（名称）

本会は「福井から原発を止める裁判の会（略称・福井原発裁判の会）」と称し、福井県内に事務所（連絡先）を置く。

・ 第二条（目的）

本会は、裁判を通して福井県内にある原発を止めるために原告団・申立人を組織するとともに、弁護団を支援し、人々に広く啓発活動することを目的とする。

・ 第三条（会員）

本会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができる。

・ 第四条（会費）

本会の会員は、年3000円の会費を会計年度中に入会するものとする。

・ 第五条（機関誌）

本会は、機関誌「かたくり通信」を発行し、希望する会員には郵送またはメールにて届ける。

・ 第六条（総会）

本会は、年1回の総会を開催する。総会議案は参加した会員数の過半数をもって承認・決定する。総会には、本会が支援する裁判に関わる弁護団のいずれの弁護士も参加することができる。

・ 第七条（役員会）

本会の目的を遂行するため、役員会を置き日常活動の承認、決定を行う。役員会は、本会が支援する裁判の原告団または申立て人から、それぞれ1名以上を選出、これを役員として構成する。役員は総会において承認を得るものとする。

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

・ 第八条（役員会の機能）

役員会が必要と認めた場合、必要に応じて全会員を対象に臨時会を開き、日常活動の遂行について報告、意見集約を行い運営に反映させる。

・ 第九条（代表）

本会に代表1名を置くものとし、役員相互によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。

・ 第十条（事務局長）

本会に事務局長1名を置くものとし、役員相互によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。事務局長は、代表の合意のもと事務局をおく。

事務局は幹事弁護団との日常的な情報交換をすすめ、会員への情報発信その他日常活動を進行する。

・**第十一条（会計）**

本会に会計1名を置くものとし、役員の間選によって選出する。但し、總會の承認を得るものとする。

・**第十二条（会計監査）**

本会には總會において選出・承認のもと、役員として会計監査を2名置く。

・**第十三条（財政）**

本会の財政は、会費、寄付金、事業収入によってまかなう。

・**第十四条（会計年度）**

本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とし、活動のまとめとともに、總會に報告するものとする。

・**第十五条（会則の改定）**

本会則に明記されていない事項は、總會にて改正・追加決定する。

附則

- 1、本会則は2013年3月30日より実施する。
- 2、本会則は2015年5月23日より改定、実施する。

MEMO